

あなたの税金が町を動かしています

■納期を守ることの意味

税はみなさまの生活に欠かすことのできない公共サービスや、公共施設の維持管理などに必要な財源の中心となる大切なものです。

また、滞納している方に対して督促状や催告書を送ったり、滞納整理を行うなど、滞納が増えるほど、本来かからないはずの経費に余分な税金が使われてしまいます。

与那原町は小さな町。みなさまの力で支えて成り立っている町です。税は公平に負担しなければなりません。そこで、滞納している方へは最終的に差押えや財産調査などの滞納処分を行うという厳しい態度で臨まざるを得ないのです。このような最終手段が取られないよう、税金は必ず納期限内での自主納付をお願いします。

滞納処分状況の推移

		令和7年度	令和6年度	令和5年度	令和4年度
差押件数(件)	不動産	3	0	2	3
	賃料	1	0	0	0
	預金	50	54	114	169
	給与	5	3	13	7
	その他	0	0	5	5
調査件数(件)	不動産公売	0	0	0	0
	捜索	0	0	1	0
	預金	5,505	7,231	11,495	9,345
	給与	54	73	80	91
	年金	0	2	1	1
調査件数(件)	出資金	0	0	0	0
	賃料	2	0	0	0
	保険金	5	6	0	0
調査件数(件)	売掛金	0	0	0	0

滞納処分の流れ

滞納処分が行われると、大切な財産が差押えを受けたり、公売にかけられて失われるばかりでなく、以下の図にみられるよう、手続きに余分な税金が使われます。滞納処分を受ける前に、ぜひ税務課へご連絡を。



問 税務課 ☎945-4477

空き家、そのままにいませんか？

大切なわが家を活かす「マイホーム借上げ制度」

人が住まなくなった家は、想像以上に早く傷んでしまいます。

「今は誰も住んでいないけれど、大切なわが家だから安心して管理したい」

そんなお悩みをお持ちの方におすすめなのが、国の基金によって支えられた「マイホーム借上げ制度」です。



マイホーム借上げ制度とは？

一般社団法人 移住・住みかえ支援機構（JTI）が皆さまの持ち家をお借りし、「仮の大家」として責任を持って賃貸管理を行う、非営利の公的制度です。



無料のオンライン相談窓口を開設中！

料金は一切かかりません。お気軽にご利用ください。

ちょっと話してみたい ▶▶▶ **カウンセリング**
 制度の利用を検討したい ▶▶▶ **家賃査定**
 まずは自分でじっくり考えたい ▶▶▶ **資料請求**



一般社団法人 移住・住みかえ支援機構 ☎03-5211-0757(平日9:00～17:00)

※空き家に関するお問い合わせは生活環境安全課まで



生ごみ処理機、使ってみませんか？

家庭から出る生ごみの約8割は水分です。

生ごみの水分を減らすことで、ごみ収集車の燃費向上や、焼却炉の焼却効率の向上につながり、ごみの減量にも役立ちます。

町では、生ごみ処理機や処理容器を購入した方に対し、奨励金（補助金）を交付しています。また、「購入前に一度使ってみたい」という方向けに、生ごみ処理機の貸出も行っています。詳しくは、生活環境安全課までお問い合わせください。

購入奨励金（補助制度）

生ごみ処理容器	購入額の1/2（最大3,000円）
生ごみ処理機	購入額の1/2（最大30,000円）



東浜電光掲示板

広告募集

与那原町では、東浜電光掲示板への有料の企業広告を募集しています。

企業様の会社紹介や製品の紹介、PRなどについて、動画や画像の掲載による周知に利用しませんか。



▶ 申し込み方法や広告掲載料など詳細については、町ホームページにてご確認ください。左の二次元コードからもアクセスできます。

<https://www.town.yonabaru.okinawa.jp/soshiki/2/3804.html>



問 総務課 ☎945-2201

問 生活環境安全課 ☎945-4688